平成２１年（フ）第５２１号
埼玉県比企郡小川町大字角山432番地４　中耕地団地106号
債務者　丸山　稔史
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２２号
埼玉県比企郡小川町大字角山432番地４　中耕地団地106号
債務者　丸山るり子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５３０号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1359番地５
債務者　星　　明則
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６８８号
川崎市中原区中丸子371番地
債務者　木下　栄治
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
川崎市中原区中丸子371番地
債務者　木下　致美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９０号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1413番地１
債務者　牛山　良夫
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０５号
川崎市川崎区鋼管通２丁目４番４号
債務者　渡邉　利明
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０６号
川崎市川崎区鋼管通２丁目４番４号
債務者　渡邉千亜紀
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７１０号
川崎市多摩区南生田５丁目21番５号
債務者　三室さつき
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２１号
川崎市川崎区砂子２丁目６番地13武藤ビル201、前住所横浜市鶴見区北寺尾５丁目７番23号
債務者　照喜名　明
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２４号
川崎市幸区小向西町３丁目19番地ウインズコート203、前住所川崎市幸区南加瀬４丁目18番30―202号レジデンス日吉
債務者　佐治美知留
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３９号
川崎市中原区上小田中６丁目28番36号　ドミールアサミ102
債務者　岡田　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７４５号
川崎市多摩区中野島２丁目17番15号
債務者　大野　真子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０６号
神奈川県小田原市飯泉837番地
債務者　山本惠理子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３２４１号
愛知県春日井市岩成台８丁目３番地６　509号棟506号室
債務者　熊谷千恵美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３３号
名古屋市港区七番町５丁目14番地　ブランシュ東海通312号
債務者　中村　容久
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３４４号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番７―508号　白鳥パークハイツ大宝
債務者　丸本　和夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで名古屋地方裁判所民事第２部